

きたときには2000～3000万になってるんですよ。」と勧誘し、さらに別の機会には、「絶対買ってください。」、「(原告の「お金がない。」との返事に対して) 保険があるでしょう。」「円安の流れは絶対変わらないんだから。」、「絶対安心ですよ。だから一時的に増やしていった方がいいんじゃないですか。円安になったら。」、「(原告の「140円ぐらいいきますか。」の問い合わせに対して) いきますよ。」などと言って勧誘した。

- b 被告の従業員である村山慎一（以下「村山」という。）は、平成14年4月2日、「(原告の「円安になるか。」との質問に対して) 円安になる。なるしかないじゃないですか。」「利益出ますよ。100万ちょっととぐらいかなと思いますけどね。」「リスクは少なめにしてですね、少しずつ取っていくしかないですね。」「細かくても10回取れば1000万円ですから。」、「(原告の「今日買った方がいい？」との質問に対して) 今日買った方がいいんじゃないかと思いますけどね。」、「(原告の「何枚。」との質問に対して) 22ぐらいと思います。22枚。」と日本円のプット・オプションの購入を勧め、22枚を購入させた。
- c 被告の従業員である京西は、平成14年3月ころ、「(原告からの円安になるかとの質問に対して) なっていきますよ。」と答え、「2倍という利益は今お持ちになっているものでは取れないんですよ。」「今お持ちになっている6月分に関しては、手数料抜けたりもしていないわけですよね、まだ。」、「その代わり今回この値段で買ってくれることによって、その分というのは儲けられるんですね。」「一番安心していただくには拾っていただく。」などと言って、勧誘した。
- d 被告の従業員である斎藤は、平成14年3月ころ、保有する日本円のプット・オプションの価格の動向に不安を抱く原告からの「円安に

なるか。」との質問に対して、「全然大丈夫。6月でも全然余裕で取れますよ。」「全然もうね、安心してみていただけますよ。だってまた130円もうちょっとですから。」「正直ね、大船に乗ってね、見ていただいて全然いいですから。」「(原告の「円が140円になるか。」との質問に対して) 大丈夫です。」と答えた。

e 被告の従業員である上野は、平成14年3月ころ、原告からの質問に対して、「やっぱりいろいろ、いろんな話を聞いててもね、やっぱりこの政局不安とか構造デフレという、構造不況ということですので、この先やっぱり日本円が絶対安くなるなという確信を持ち始めています。」「絶対円安しかないってことなんですね。」「安心してください。」と答えた。

(セ) 原告は、平成14年3月ころ、被告との取引に疑問を抱き世田谷区の法律相談から紹介された新宿の法律相談センターに行き、被告に対して内容証明郵便を出すことを勧められ、これを作成したが、発出を控えていた。

(ソ) 原告は、平成14年5月22日に内容証明郵便を被告に発出したが、被告の従業員から、取引を打ち切る旨通告された。その後、被告は、同月30日に原告に対し取引遂行意思なしと判断して、保有するオプションを全て転売し、本件第2取引を終了させた。その結果、本件第2取引における累計差損金は、別紙売買経過表記載のとおり、1896万8285円となった。ただし、原告が預り金口座において現実に負担した金額は、1896万8281円（うち手数料1297万円）となった。

(タ) 本件第1及び第2取引において原告が被った損失総額は、3671万8634円であるが、このうち手数料は2742万1000円であり、損失総額に占める割合は、74.67パーセントである。

本件第1及び第2取引の取引回数は合計153回であり、月平均の取

引回数は約4.54回である。

また、本件第1取引中の別紙売買経過表記載42, 49, 50の取引は、いずれも、オプションを転売した取引であるが、転売により得たプレミアムから転売手数料等を控除すると、利益が残らず、むしろ損失が生じた取引であり、これらについては、オプションを転売することなく、権利放棄をすれば、原告に生じる損失をより圧縮することができたものである。

さらに、本件第2取引中、取引終了日である平成14年5月30日の転売（別紙売買経過表記載237から243までの取引）は、いずれも原告の承諾なく行われたものであり、このうち別紙売買経過表記載237, 238, 239, 241の取引は転売手数料等を貰えなかった取引である（なお、原告は、本件第1取引において佐藤が被告の営業担当者であったときに原油のオプション1枚を無断で購入されたと主張し、原告本人尋問の結果及び甲第19号証（陳述書）には、これに沿う部分があるが、原告は原油をはじめて購入した時期に無断購入があったように供述する一方、購入枚数は1枚であったと供述しており、別紙売買経過表の記載からも明らかなどおり、時期と購入枚数が客観的事実に一致しないから直ちに信用できず、原油のオプションの無断購入を認めるに足りない。）。

#### イ 被告の主張の検討

(ア) 被告は、被告の従業員が勧誘に際して、上記認定のような発言をしたことを見認し、これに沿う証拠として、乙第17号証（坂本の陳述書）、証人坂本の証言及び証人村山の証言がある。さらに、被告は、原告と被告従業員との間の会話の録音テープである甲第10号証及び第15号証のないし10について、①これらのテープは原告と被告従業員の各会話を録音したオリジナルテープのうち複数の機会の会話を継ぎ接ぎし、

原告にとって有利な形に編集したものであり、そのことは、乙第19号証（鑑定書）により裏付けられること、②会話の録音は平成14年3月から4月初めにされたものであるが、原告は同年2月15日から4月1日までは取引をしていないことからすると、原告は被告と取引するため被告従業員と会話したのではなく、被告従業員から自己に有利な発言を引き出し録音するために被告従業員との会話を繰り返し、被告従業員の発言はその誘導に乗ったものであることなどを主張し、これらのテープの信用性は低く、これらを基に取引全般における被告従業員の会話を推認することはできない旨主張する。そこで以下に検討する。

(イ) まず、原告と被告従業員との間の会話の録音テープの信用性について検討するに、しかしながら、乙第19号証の鑑定の対象となった録音テープは、原告代理人がもともと原告が録音していたオリジナルテープの中から、証拠として提出を考える部分のみを証拠提出用に1本のテープの中にダビングしたものであるから、鑑定の対象となった録音テープがオリジナルのテープではなく、ダビングされ編集されたものであるということ自体は、何らその証拠価値に影響を与えるものではない。

確かに、乙第19号証によれば、甲第15号証の9のうちの原告が「老人ホームに入るためお金がいるのです。」「あれは本当に主人にも息子たちにも内緒でね。私がやったことなので。」と述べた部分については、オリジナルな発言が一旦録音された上に、上書きする形で、当該発言が録音されたものであることを認めることができる。

しかしながら、乙第19号証は、上記以外の部分についてオリジナルな発言の上に別の発言が重ねて録音された箇所、あるいは、原告と被告の従業員との間の一連の会話の中において、オリジナルな発言の順序を入れ替えるなどの編集がなされた箇所があることは指摘していない。また乙第19号証の指摘する上記2箇所については、原告は、もともと家

族に対する愚痴等の発言が録音されていたことから、証拠に提出するのに差し障りがあると考えて上書き録音した旨述べ、編集を認めており、村山との一連の会話の流れの中において当該部分が特に重要な意味を有していたとは窺えないことから、原告の弁解にも首肯しうるところがある。さらに、原告と被告従業員との間の各会話をみても流れに不自然なところがあるとは認められないとすると、録音テープの成立過程に疑義を挟むべき事情はないというべきである。

(ウ) 次に、原告は被告従業員から自己に有利な発言を引き出し、録音する目的で被告従業員との会話を行ったものであり、これにより被告従業員の日ごろの対応とは異なる発言が引き出されたとする被告の主張について検討する。

原告は、本人尋問において、被告従業員との会話を録音した動機について、これまで被告従業員から絶対に大丈夫と言われてオプション取引をしてきたが、そのとおりにはならなかつたので、後日、発言を否定されると困ることから録音した旨述べているところ、原告と被告従業員との各会話をみても、会話の流れに不自然なところはなく、ことさら原告が誘導的な質問をしているとは認められず、むしろ被告従業員の方が会話の主導権を握っている部分もあり、被告従業員らの日ごろの原告に対する対応が窺えるところがあるというべきである。

以上によれば、甲第10号証及び第15号証の1ないし10はいずれも信用性を有するものということができる。

(エ)a さらに、後掲各証拠によれば、被告の営業活動等について以下のような事情が認められる。

① 被告は、平成16年9月22日、財務省関東財務局から、次のとおり、金融先物取引法79条1項5号に該当する事由があつたことなどを理由として、同法79条1項に基づき、金融先物取引業の許可取消

しの行政処分を受けた【甲17】。

すなわち、被告は、オプション取引の顧客への勧誘を積極的に行っていたが、一方で、営業部門から独立した顧客管理体制の整備を行っておらず、さらに取締役社長等が、営業員に対し、営業に係る社内ルール等の条件を緩和するなどの指示を行っていた。

そのような状況の中で、オプション取引について、多数の営業員が、多数の顧客に対し、顧客の資産、能力等に照らして過大な投機的取引を勧誘し、その結果、これらの顧客に多額の損失を発生させており、同社は、海外金融先物取引の受託にあたり、「金融監督等にあたっての留意事項について（事務ガイドライン）」9-2-4(2)に規定する「過大な投機的取引の防止」に努めていない。

同社が行った上記行為は、金融先物取引業協会規則「金融先物取引業務に従事する従業員等の服務に関する規則」第4条第6号に規定する「顧客カード等により知り得た投資資金の額その他の事項に照らし、過当な数量の金融先物取引等の勧誘を行う行為」に該当し、組織的関与の下、内部管理体制が欠如している中で行った当該行為は、金融先物取引業に関し、著しく不当な行為に該当する行為であって、取引の公正を害し、委託者の保護に欠けるものと認められた。

また、委託者から預託を受けた委託証拠金については、金融先物取引法81条第1項に基づき自己の財産と区別して管理しなければならず、同社の運転資金に流用するなど、極めて不適切な行為が認められたなどとするものである。

② さらに、被告は、平成15年5月9日、社団法人金融先物取引業協会から、同協会の監査により、i 主婦には勧誘しない、ii 年金生活者は原則勧誘しない、iii 70歳以上は勧誘禁止という指導を受け、業務改善方針を協会に提出しながら、従業員に対する指導、監督が不十分

であったことから、当該方針を逸脱した勧誘、受託を行ったとして、  
譴責の処分を受けた【甲1、2】。

- ③ また、国民生活センターには、平成10年から平成14年までの間に、被告との取引に関して224件の相談がなされており、相談内容は、執拗に勧誘された、絶対に儲かると言って勧誘された、高齢の女性に対して勧誘がなされたなどの苦情が大半を占めている【甲3】。
- ④ 被告の元従業員は、被告に勤務していた平成11年3月1日から平成12年7月までの間の被告の状況について、被告に対して提起された別件訴訟における証人尋問及び陳述書の中で、以下のとおり証言ないし供述している【甲16、甲20】。

すなわち、被告においては、新入社員は、約2週間の研修を受けるものの、その研修の内容は、社訓を齊唱するといったものであって、先物取引やオプション取引といった金融商品に関する知識の習得は行われず、営業に必要なのは熱意であり、知識は不要であるとされていた。また、営業時に顧客に対して説明する内容もマニュアル化されており、それ以外の説明をすることは許されなかった。

被告では、電話でアポイントを取るパート職員（コーディネーター）が、電話帳記載の電話番号に順次電話し、勧誘を強く断らなかつた人に対し、営業員が訪問をして勧誘をしていたが、これによりアポイントを取ることができる顧客はほとんどなかつたことから、営業員が、アポイントなく訪問勧誘する方法が常態であった。そして、営業員は、1月当たり約100件の家を訪問し、勧誘をしていた。

また、営業員には1月当たりの手数料収入が500万円以上などのノルマが課されており、これを達成できない場合には、暴力的な制裁を受けることがあった。また、顧客に保険を解約させたりして大きなお金を工面させるときには、会長や上司が顧客に承諾させるまで電話

している社員の後に立っていることであった。週休2日制であったが、残業や休日出勤が常態化していた。入社時の基本給は税込みで約23万円であり、担当している顧客から得た手数料の4パーセント分の歩合給があった。残業代は時給850円であったが3時間分が上限である上、休日出勤は無給であり、最終電車を逃したときに利用するタクシ一代、顧客訪問時の交通費及び勧誘時の喫茶店代等は全て営業員の個人負担となっていた。したがって、固定基本給のほかに、顧客から獲得した手数料に一定率を乗じた歩合給を得なければ、その生活を維持することが困難な状況であった。

- b 以上のとおり認められる。そして、これらを総合すると、本件取引の期間、被告においては、営業員に金融商品についての十分な教育をせずに、顧客獲得のノルマのみが課され、これを達成できないときは制裁が加えられたほか、給与面でも歩合給に依存する部分が大きかったことから、勢い、オプション取引のリスクを十分説明せずに利益を強調した無理な顧客獲得がなされる素地があった上に、現に、組織的に利益強調型の勧誘行為が行われていたことが窺われる。
- c この点、被告は、社内に法制管理部を設けており、平成9年以降は、法制管理部の職員が取引開始前に顧客に面接し、取引の仕組みとリスクについて顧客の理解ができているか否かを確認し、さらに、取引開始後顧客と事後面接し、顧客に郵送されている授權書、計算報告書に基づき、注文内容とその成立の確認、各書類の見方、ルールとリスクの再確認、プレミアム表の見方、損益の分岐点などを説明するシステムを探っており、また法制管理部は、毎月1回、営業部から収集する顧客カードを基に各顧客の取引状況を確認し、過大取引等がある場合は営業に報告をしているとする【証人坂本】。

しかしながら、法制管理部の課長であった証人坂本においてさえ、

法制管理部においてどのようなシステムで営業担当社員の問題のある勧誘ないし取引に関する情報を収集し、これに対してどのように是正していたのかということについて何ら具体的な説明をすることができず、さらに既に述べたような被告の営業活動をめぐる問題状況が発生していることからすると、前記の方策は必ずしも機能していなかつたといわざるを得ない。

(イ) 以上によれば、本件において、被告従業員は甲第10号証及び第15号証の1ないし10に記載されたとおりの発言を現実に行っているところ、既に認定した本件取引当時の被告の営業活動等をめぐる状況をも勘案すると、かかる発言は当該会話に限定されるものではなく、他の従業員も含めて本件取引の全過程において類似の発言がなされたものと推認することが可能であり、被告からの勧誘について原告の供述するところは信用でき、これに反する被告提出の証拠は信用できない。

## (2) 適合性原則違反

ア 既に第2、1(3)において認定したとおり、本件オプションがハイリスクな金融商品であり、取引の仕組みが一般投資家に容易に理解し難い複雑なものであって、価格変動要因についての情報を入手し、これを分析して的確な投資判断を行うことに困難を伴うものであることからすると、一般投資家から注文を受けて取引を取り次ぐ取次業者は、受託契約関係から派生する保護義務として、取り扱う商品に係るリスクに関する知識、情報、その分析能力、リスク負担能力を有していない一般投資家に対して当該商品を勧誘してはならない義務を負っているものと解される。

そこで、以下に本件取引において被告にかかる義務違反があったか否かについて検討する。

イ まず、既に認定したところ（第2、1(1)）及び証拠【甲15の6及び7、甲19、原告本人尋問の結果】によれば、原告の経歴、収入、資産の状況

について、以下の各事実を認めることができる。

- (ア) 原告は、昭和12年〇月生まれの、本件取引当時60歳の女性であり、中学校を卒業した後、会社勤務、家政婦等のアルバイトを経て、清掃員の仕事をしていたものであり、持家はなく、公団住宅に居住していた。原告の夫は、本件取引当時、個人タクシーの乗務員として稼働しており、収入は個人タクシーからの収入が月収30ないし40万円、原告の清掃員としての収入が月収約15万円あり、資産としては老後の生活資金として約4000万円の預金があった。
- (イ) 原告は、本件第1取引終了後の平成12年に清掃員の仕事を辞め、そのころ原告の夫も体調を崩して個人タクシーを廃業したことから、本件第2取引を開始するころには、収入は年金生活のみとなつた。
- (ウ) 原告は本件第1取引で約1800万円の損失を被つたことから、何とか損失を取り戻したいという動機で本件第2取引を開始した。原告は、本件第2取引においても約1800万円の損失を出し、当初あった預金を全て失ってしまった。
- (エ) さらに、本件第2取引において原告は800万円の資金を預かり、これをオプションの購入に充てており、そのことは被告の従業員も知っていた。
- (オ) このようなことから、原告は、被告従業員と間の会話の録音テープからも明らかかなとおり、平成14年3月ころには、保有するオプションの損失が拡大するのではないかと精神的にも追い込まれた状況となつた。
- ウ(ア) 次に、原告の本件オプション取引についての理解の状況を検討する。
- 証拠【乙2、乙5、乙7ないし13、乙16の1及び2】によれば、以下の事実を認めることができる。すなわち、原告は本件第1取引の開始前に坂本からオプションの基本的ルールが図解された「オプション取

引のABC」というパンフレットを渡され、これに基づきオプション取引の仕組み等について説明を受けた。また、原告は、本件第2取引の開始前にも斎藤と片桐から「オプション取引のABC」を渡され、オプション取引の仕組み等について説明を受け、さらに被告の法制管理部の小林典義から理解度について確認を受けたほか、取引開始後も法制管理部による面接を受け、原告が買い付けたオプションについての書類（授權書、計算報告書）が郵送されていたのに基づき、基本的事項の説明を受けた。

そして、以上の事実に原告は本件第1取引により約1800万円の損失を被っていることや甲第15号証における原告と被告従業員とのやり取りも総合すると、少なくとも本件第2取引時点において、原告は本件オプション取引がリスクを伴うものであること、コール・オプションは原資産の価格が上昇すると、プット・オプションはこれが下落すると利益が出る可能性があることといった程度の理解を有していたことは認められる。

(イ) しかしながら、他方で、原告本人尋問において、コーヒーのオプションはコーヒーの何を買ったのかとの問い合わせに対して、「コーヒー豆でしょうね。いい豆しかないと言うのだから豆だと思います。」と答え、また、本件第2取引において日本円のプット・オプションを購入した理由について、「日本円は砂糖やコーヒー等の商品と異なり目減りしないため、大丈夫と考えたから。」と答えるなど取引の対象についての理解にも覚束ないものがある。

また、原告は、平成14年4月2日の被告従業員である村山との会話【甲15の9】の中においても、村山に対して「1200とか1250とはどういう意味か。」と質問しており、本件がレバレッジが掛かった取引であることを理解していない。さらに、原告は、原告本人尋問にお

いて、例えば原油のコール・オプションを買った場合どうなれば儲かるかとの質問に対して、「将来の原油の値段というのは分からぬけれども、今の原油の値段が分かっているから、それよりも上になれば上がる。」「今の値段よりも少し上がつていけば、儲かると。」と答えており、本件第2取引の終盤である平成14年3月ころの被告従業員との会話【甲10、甲15の1ないし10】をみても、多数のやり取りの中で、原告はストライクプライスやプレミアム価格という用語を自ら一切用いていないのみならず、これを意識した質問や発言を全くしていないことが認められ、これらによると原告にはオプション取引の損益計算についての理解が欠如しているものといわざるを得ない。

同様に平成14年4月2日の原告と村山との会話の録音テープによれば、原告はこの時点においても未だにオーダーチケットを自ら記載することができず、村山から指示されるままに、これを記入している事実が認められる。

(ウ) 以上によれば、原告は、多数の取引を行った後の本件取引の終盤においてさえ、オプション取引の基本的な仕組みについて理解を欠いたまま取引を行っていた事実が認められ、これに反する乙第17号証、乙第18号証、証人坂本の証言、証人西野の証言、証人村山の証言はいずれも信用できない。

エ 以上のとおり、原告は高齢の女性であり、多数回の取引にもかかわらずオプション取引の基本的な仕組みが理解できておらず、老後の生活資金としての預金以外に余剰資金はなく、特に本件第2取引の時点では、既に約1800万円の損失を出した上、この損失を取り戻したいというのが取引開始の動機であり冷静な判断を期待できない状況にあり、オプション購入代金には知人からの預り金800万円も含まれており、精神的にも追い込まれた状況にあったのであるから、本件オプション取引の適合性を欠いて

いたものというべきであり、原告に対して取引を勧誘し、取引を継続した被告の行為は、適合性原則違反による債務不履行に該当するものというべきである。

### (3) 断定的判断の提供

リスク商品の取次業者は、受託契約上の付随義務として一般投資家の投資判断に不当な影響を及ぼすような断定的判断を提供してはならない義務を負っているものと解される。

しかるところ、本件取引の経緯（第3、1(1)）において認定したように、被告は従業員が入れ替わり立ち替わり、取引の帰結を保証するかのような断定的な言辞を用いて、執拗な勧誘を繰り返し、原告を本件取引に引き込み、多数の取引をさせたのであるから、受託契約上の義務に違反して断定的判断の提供を行ったものと認められる。

### (4) 説明義務違反

本件オプション取引の有するリスクや複雑性に鑑みると、取次業者としては、受託契約上の付随義務違反として、オプションの基本的な仕組み、リスク、価格変動要因について相手方の理解に応じて、その理解が得られるような具体的な説明を尽くす義務があるというべきである。

本件においては、前記のとおり、被告の従業員から取引開始の前後にパンフレットを用いるなどしてオプション取引の基本的な仕組みやリスクなどについて一般的な説明は行われているが、原告は本件取引終了時においてもオプションの基本的な仕組み自体についての理解を欠いていることから、説明として不十分であるのみならず、被告の従業員らは本件取引の全期間を通して断定的判断の提供を繰り返していることからして、説明義務の違反があったものというべきである。

### (5) 一任取引・過当取引

既に認定したとおり、本件オプション取引は一般投資家にとって価格変動

要因についての情報の入手及びこれに基づく相場判断が困難であることからすると、一般投資家の投資判断は、取次業者の提供する情報や相場の見通し等に構造的依存性を有するところ、本件取引においても、本件取引の経緯において認定したとおり、原告は、購入銘柄、購入枚数、転売等について、被告の従業員から指示されるままに取引を行っており、本件取引の全体について実質的に一任取引が行われたとみることができる。しかるところ、一任取引は、それ自体として直ちに違法とはいえないが、本件取引においては、取引回数が153回と多数に及び、原告が本件取引において被った損失中、手数料支払による損失が74パーセント余りを占めるほか、客観的には、オプションを転売するよりも権利放棄で終了する方が原告にとって損失が小さいにもかかわらず、オプションを転売している取引も複数存在するなどの事情も加味すると、本件取引全体にわたり、原告の利益を軽視し、専ら被告の利益を重視した過当な取引が行われたものというべきであり、受託契約上の義務違反があるというべきである。

#### (6) 原告主張のその他の違法事由について

原告は新規顧客保護義務違反を主張するが、本件においては適合性原則違反の主張の中に吸収されるものと解される。

次に原告は仕切拒否なし仕切回避を主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。

最後に、原告は無断売買を主張し、本件取引の経緯（第3、1(1)アタ）において認定したとおり、本件第2取引の終了日である平成14年5月30日のオプションの転売取引は原告に無断で行われたものであることが認められる（なお、原告は、佐藤が担当した原油のオプション1枚の購入についても無断取引を主張するが、これを認めるに足りる証拠がないのは既に判示したことおりである。）。

#### (7) 小括

本件においては、本件オプション取引の適合性を欠く原告に対して、取引の全般を通じて、説明義務を怠り、断定的な判断の提供を含む執拗な勧誘が繰り返され、実質的に一任取引とみるべき状況の中で、原告の利益を軽視した過当な取引が行われたものと認めることができ、これらの被告の行為は受託契約上の債務不履行に当たる。

## 2 争点2について

原告に生じた損害は、累計差損金ではなく、現実に負担した金額を考えるべきところ、既に認定したとおり、本件第1取引における上記金額は1775万0353円、本件第2取引における上記金額は1896万8281円であるから、本件取引により原告に生じた損害額は、合計3671万8634円であることを認めることができ、これを覆すに足りる証拠はない。(別紙売買経過表記載の237ないし243の各取引は無断転売であるから、これによる損害はオプションの当時の時価たる転売価格であり、手数料は原告が負担すべきものでないから損害とはならない。しかし、本件取引においては、被告は無断転売についても転売利益を原告の預かり口座に入金の上、この中から手数料を徴求して精算を行っているから、手数料分も含めて債務不履行と相当因果関係を有する損害ということができる。)

## 3 争点3について

本件第1取引による損害については、原告側に過失相殺すべき事情はない。次に、本件第2取引による損害については、原告を取引に引き込んだ被告側に帰責事由が大きいことは既に述べたとおりであるが、原告側にも、被告従業員から強い勧誘を受けたとはいえ、本件第1取引で大きな損害を出して終了したにもかかわらず、その教訓を生かさず、オプション取引の仕組みを理解しないまま本件第2取引を開始し、これを継続することにより、自らの損害を拡大させた落ち度があるというべきであり、3割の過失相殺をするのが相当である。したがって、本件において原告に生じた損害額は、争点2で認定した損害額

に上記の割合により過失相殺をした結果算出される3102万8150円にこれに対する1割の弁護士費用を加えた3413万0965円である。

#### 4 爭点4について

本件において、原告は、不法行為又は債務不履行に基づく損害賠償請求を選択的に行っているところ、被告は、不法行為に基づく損害賠償請求については、消滅時効の抗弁を提出するものの、債務不履行に基づく損害賠償請求については、被告は消滅時効の抗弁を提出しない。

そして、争点1から争点3で判断したとおり、本件においては債務不履行に基づく損害賠償請求を認めることができることからすると、改めて不法行為に基づく損害賠償請求権について消滅時効の完成の有無を判断することを要しない。

#### 5 結論

以上により、原告の請求は、3413万0965円及びこれに対する平成14年5月30日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるから認容し、その余の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第45部

裁判長裁判官 永野厚郎

裁判官 西村康一郎

裁判官 滝 谷 輝 一

## 光葉経済委

番	年月日	商品	期月	行使価格	プレミアム	権利区分	買残	買新規貿易	売新規貿易	手数料	消費税	買付・売元代金	黒字差損金	預入金	総合計
1	H8.10.11														¥2,800,000
2	H8.10.11 sugar		9/10/1	11.00	0.4800 call		20				111.90	¥-1,203,148	¥ 1,400,000	¥ 42,000	¥-2,645,448
3	H8.10.15										113.30	¥-698,987	¥ 350,000	¥ 10,500	¥-2,645,448
4	H8.12.6 soybean	9/10/7	750.00	21,500.00	call		5				112.90	¥-1,751,351	¥ 1,190,000	¥ 35,700	¥-2,677,061
5	H8.12.5 copper	9/10/5	110.00	3,650.00	call		17				113.45	¥-979,237	¥ 700,000	¥ 21,000	¥-1,630,231
6	H8.12.6 copper	9/10/5	108.00	3,100.00	call		10								¥-659,1996
7	H8.12.2														¥-5,546,149
8	H8.12.6														¥-576,185
9	H8.12.11														¥-513
10	H8.12.12														¥-1,577,298
11	H8.12.13 crude oil	9/10/3	2200.00	831.0000 put			2				114.20	¥-189,572	¥ 140,000	¥ 4,200	¥-333,772
12	H8.12.7														¥-31,070
13	H8.12.9														¥-18,300
14	H8.1.7 crude oil	9/7/4	2350.00	75.0000 put			2				115.70	¥-182,806	¥ 140,000	¥ 4,200	¥-327,006
15	H9.1.10 sugar	9/7/1	10.50	0.5800 call			6				117.10	¥-440,610	¥ 420,000	¥ 12,600	¥-8352,711
16	H9.1.16 sugar	9/7/1	75.00	32,000.00 call			5				117.15	¥-937,200	¥ 15,000	¥ 450	¥-919,033
17	H8.1.16 soybean	9/7/1	10.50	0.5800 call			2				124.10	¥-150,111	¥ 280,000	¥ 8,400	¥-438,511
18	H9.1.22										124.10	¥-62,050	¥ 6,000	¥ 180	¥-9242,742
19	H9.2.10 sugar	9/7/10	11.00	0.2700 call			4				124.10	¥-109,530	¥ 6,000	¥ 180	¥-403,340
20	H9.2.10 crude oil	9/7/3	2200.00	25.0000 put			2				124.10	¥-345,620	¥ 30,000	¥ 900	¥-386,872
21	H9.2.10 crude oil	9/7/4	2350.00	165.0000 put			2				124.10	¥-403,340	¥ 6,000	¥ 180	¥-392,641
22	H9.2.7														¥-20,709
23	H9.2.18 soybean	9/7/5	75.00	18.5000 call			1				124.45	¥-115,116	¥ 70,000	¥ 2,100	¥-37,522
24	H8.2.20										124.45	¥-115,116	¥ 70,000	¥ 2,100	¥-20,709
25	H8.1.13 copper	9/7/5	110.00	3,400.00 call			17				123.50	¥-1784,775	¥ 51,000	¥ 1,500	¥-917,216
26	H8.3.13 copper	9/7/5	108.00	4,350.00 call			10				123.50	¥-1343,662	¥ 30,000	¥ 900	¥-732,045
27	H8.3.13 copper	9/7/2	14.00	3,000.00 call			25				123.60	¥-2,317,300	¥ 30,000	¥ 900	¥-3,044,207
28	H8.3.18 soybean	9/7/5	75.00	56.0000 call			1				123.30	¥-345,620	¥ 30,000	¥ 900	¥211,707
29	H8.3.18 soybean	9/7/8	90.00	29.0000 call			2				123.10	¥-356,990	¥ 140,000	¥ 4,200	¥-342,150
30	H8.3.26 sugar	9/7/7	10.50	0.4000 call			1				123.45	¥-55,105	¥ 3,000	¥ 90	¥-501,190
31	H8.3.26 soybean	9/7/7	95.00	20.0000 call			1				124.75	¥-124,150	¥ 20,000	¥ 600	¥-832,500
32	H8.3.27														¥104,892
33	H8.3.31														¥-40,459
34	H9.4.28 sugar	9/7/7	10.50	0.6800 call			5				126.85	¥-447,526	¥ 15,000	¥ 750	¥-918,071
35	H9.4.28 sugar	9/8/5	11.00	0.5000 call			5				127.20	¥-355,160	¥ 100,000	¥ 5,000	¥-916,160
36	H9.5.4 soybean	9/7/8	90.00	29.0000 call			2				127.00	¥-360,300	¥ 140,000	¥ 7,000	¥-515,300
37	H9.5.7														¥-29,384
38	H9.5.7														¥-514,664
39	H9.5.28 natural gas	9/7/7	230.00	10.0000 call			1				116.85	¥-116,850	¥ 70,000	¥ 3,500	¥-9,746,240
40	H9.5.30 natural gas	9/7/7	230.00	0.5000 call			1				113.15	¥ 5,657	¥ 3,000	¥ 150	¥-9,746,240
41	H9.6.3														¥190,000
42	H9.6.12 soybean	9/10/7	950.00	0.1250 call			1				114.45	¥ 715	¥ 3,000	¥ 150	¥-9,746,240
43	H9.6.12 crude oil	9/10	200.00	84,000.00 call			1				114.80	¥ 96,432	¥ 20,000	¥ 1,000	¥-2,435
44	H9.6.13														¥-117,432
45	H9.6.24 copper	9/11/2	114.00	3,300.00 call			25				113.90	¥-2,349,181	¥ 75,000	¥ 3,750	¥-2,270,437
46	H9.6.25 sugar	9/8/7	11.00	0.5600 call			7				114.50	¥ 502,700	¥ 490,000	¥ 24,500	¥-1,017,700
47	H9.6.25 natural gas	9/10/7	230.00	0.5000 call			1								¥1,253,370
48	H9.6.30														¥1,255,377
49	H9.9 soybean	9/10/8	90.00	90.0000 call			1								¥0
50	H9.9 soybean	9/10/8	90.00	0.1250 call			2				113.15	¥ 1,414	¥ 6,000	¥ 300	¥-8,616,363
51	H9.9 soybean	9/10/8	90.00	0.2500 call			2				113.15	¥ 1,414	¥ 6,000	¥ 300	¥-8,616,363
52	H9.9 soybean	9/10/2	3200.00	860,000.00 put			4				113.05	¥ 588,892	¥ 80,000	¥ 4,000	¥-47,2092
53	H9.7.10 sugar	9/10/8	11.00	0.5100 call			20								¥-9,033,027
54	H9.7.22 sugar	9/10/8	11.00	0.5100 call			20				115.60	¥ 320,614	¥ 60,000	¥ 3,000	¥-7,835,413
55	H9.7.22 sugar	9/8/7	11.00	0.5100 call			10				115.60	¥ 264,192	¥ 12,000	¥ 600	¥-7,551,891
56	H9.7.28 wheat	9/8/3	390.00	27,500.00 call			4				117.95	¥ 1,141,342	¥ 260,000	¥ 10,000	¥-8,935,215
															¥-175,148
															¥-9,817,940
															¥-176,577



1111	H9.0.31.cocca	98051	18500.000	9500.000	call	2	121.95	¥-23.705	/	140.000	¥	7.000	¥-318.705	¥-10.500.454	¥-22.14	
1121	H8.12.succo	98051	18500.000	10000.000	call	4	129.75	¥-51.900	¥	280.000	¥	14.000	¥-313.000	¥-14.333.451	¥-79.096	
1131	H9.1.16.gold	98081	30000.00	930.000	call	10	131.85	¥	1226.205	¥	10.000	¥	1.446.205	¥-5.77.656	¥-31.14	
1141	H9.1.16.gold	98081	30000.00	930.000	call	10	121.15	¥	1190.225	¥	9.000	¥	450	¥-191.275	¥-15.588.381	¥-1245.616
1151	H9.12.16.succo	98031	18000.00	3000.000	call	3	127.15	¥	259.386	¥	9.000	¥	450	¥-2.934.36	¥-4.5.382.455	¥-93.880
1161	H9.12.16.succo	98031	17500.00	6800.000	call	5	127.15	¥	217.875	¥	15.000	¥	750	¥-302.125	¥-15.056.320	¥-63.555
1171	H9.12.16.succo	98031	18000.00	5000.000	call	5	127.15	¥	1221.150	¥	6.000	¥	300	¥-120.850	¥-14.668.470	¥-572.705
1181	H9.12.16.succo	98031	18000.00	5000.000	call	2	127.15	¥	245.846	¥	12.000	¥	600	¥-233.346	¥-14.552.222	¥-249.457
1191	H9.12.16.succo	98031	17500.00	5000.000	call	4	127.15	¥	252.300	¥	12.000	¥	500	¥-241.100	¥-14.350.522	¥-22.1
1201	H9.12.16.succo	98031	18000.00	5000.000	call	5	129.80	¥	2762.4	¥	350.000	¥	17.500	¥-14.934.236	¥-61.471	¥-529
1211	H9.12.19.sugar	98110	12.00	0.300	call	—	—	—	—	—	—	—	—	¥650.000	¥650.000	¥704.966
1221	H9.12.22	98110	12.00	0.300	call	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1231	H10.1.9.cobden	98031	675.00	21.500	call	5	132.50	¥	712.167	¥	15.000	¥	750	¥-666.37	¥-14.237.789	¥-526.180
1241	H10.1.9.gold	98031	3000.00	680.000	call	5	132.70	¥	-51.100	¥	100.000	¥	5.000	¥-14.851.919	¥-14.851.919	¥-14.851.919
1251	H10.1.20	98031	180.00	89.000	call	1	125.55	¥	-111.739	¥	70.000	¥	3.500	¥-15.039.218	¥-15.039.218	¥-185.240
1261	H10.1.24.rude oil	98031	180.00	89.000	call	1	125.55	¥	-106.377	¥	70.000	¥	3.500	¥-15.039.218	¥-15.039.218	¥-185.240
1271	H10.1.29	98031	180.00	85.000	call	1	125.55	¥	-106.377	¥	70.000	¥	3.500	¥-15.039.218	¥-15.039.218	¥-185.240
1281	H10.1.30.rude oil	98031	185.00	99.000	call	5	125.85	¥	111.32.650	¥	15.000	¥	750	¥-11.16.300	¥-14.917.913	¥-12.244
1291	H10.1.30.gold	98031	1800.000	1800.000	call	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1301	H10.2.5.sugar	98031	10.50	0.700	call	10	124.50	¥	-103.968	¥	700.000	¥	35.000	¥-773.968	¥-16.668.941	¥-738.969
1311	H10.2.5.sugar	98031	10.50	0.700	call	10	124.55	¥	-99.860	¥	30.000	¥	1.500	¥-961.300	¥-14.656.641	¥-222.321
1321	H10.2.5.gold	98031	3000.00	1600.000	call	10	124.55	¥	-99.860	¥	30.000	¥	1.500	¥-961.300	¥-14.656.641	¥-222.321
1331	H10.2.6.rude oil	98031	180.000	85.000	call	1	125.55	¥	-106.377	¥	70.000	¥	3.500	¥-15.039.218	¥-15.039.218	¥-185.240
1341	H10.2.13.sugar	98031	12.00	0.300	糖和放棄	5	130.55	¥	-234.990	¥	20.000	¥	1.000	¥-2.5990	¥-15.151.508	¥-42.455
1351	H10.2.17	98031	15150.00	182.000	call	1	130.55	¥	-234.990	¥	20.000	¥	1.000	¥-2.5990	¥-15.151.508	¥-42.455
1361	H10.3.23.rude oil	98031	15150.00	182.000	call	1	130.55	¥	-234.990	¥	20.000	¥	1.000	¥-2.5990	¥-15.151.508	¥-42.455
1371	H10.3.23.cocca	98031	15150.00	450.000	call	2	130.10	¥	-111.050	¥	6.000	¥	300	¥-110.190	¥-15.000.718	¥-145.201
1381	H10.3.23.cocca	98031	15150.00	450.000	call	2	130.10	¥	-123.180	¥	12.000	¥	600	¥-221.380	¥-14.799.138	¥-15.323
1391	H10.4.16.i	98031	180.00	9.000	call	4	132.45	¥	-30.462	¥	350.000	¥	17.500	¥-797.962	¥-15.597.100	¥-797.963
1401	H10.4.22.gold	98110	3200.00	650.000	call	5	132.45	¥	-30.462	¥	350.000	¥	10.500	¥-52.1346	¥-16.921.634	¥-519.309
1411	H10.4.30	98031	1800.00	180.000	糖和放棄	1	137.75	¥	-300.846	¥	210.000	¥	10.500	¥-52.1346	¥-16.921.634	¥-519.309
1421	H10.5.8.rude oil	98031	1800.00	180.000	糖和放棄	1	140	¥	-	¥	-	¥	-	¥-15.597.100	¥-15.597.100	¥-15.597.100
1431	H10.5.8.rude oil	98031	1800.00	180.000	糖和放棄	1	140	¥	-	¥	-	¥	-	¥-15.597.100	¥-15.597.100	¥-15.597.100
1441	H10.5.8.rude oil	98031	1800.00	180.000	糖和放棄	1	140	¥	-	¥	-	¥	-	¥-15.597.100	¥-15.597.100	¥-15.597.100
1451	H10.6.12.sugar	98031	111.50	0.510	call	5	136.50	¥	-435.768	¥	360.000	¥	17.500	¥-803.308	¥-15.400.308	¥-803.308
1461	H10.6.17.sugar	98031	9.00	0.510	call	5	136.50	¥	-435.768	¥	360.000	¥	17.500	¥-803.308	¥-15.400.308	¥-803.308
1471	H10.6.17.rude oil	98031	16.500	1.000	call	1	141.40	¥	-66.514	¥	70.000	¥	3.500	¥-140.014	¥-17.237.204	¥-140.014
1481	H10.6.18.sugar	98031	9.00	0.650	call	3	137.75	¥	-300.846	¥	210.000	¥	10.500	¥-52.1346	¥-16.921.634	¥-519.309
1491	H10.6.22	98031	12.00	0.300	糖和放棄	5	140	¥	-	¥	-	¥	-	¥-17.237.204	¥-17.237.204	¥-17.237.204
1501	H10.6.26	98031	9.00	0.640	call	1	142.35	¥	-106.036	¥	70.000	¥	3.500	¥-175.536	¥-17.688.916	¥-892
1511	H10.6.26.rude oil	98031	9.00	0.640	call	1	142.35	¥	-106.036	¥	70.000	¥	3.500	¥-175.536	¥-17.688.916	¥-892
1521	H10.6.29.sugar	98031	9.50	0.420	call	1	141.40	¥	-66.514	¥	70.000	¥	3.500	¥-140.014	¥-17.237.204	¥-140.014
1531	H10.6.29.sugar	98031	9.50	0.420	call	1	141.40	¥	-66.514	¥	70.000	¥	3.500	¥-140.014	¥-17.237.204	¥-140.014
1541	H10.7.20.sugar	98031	9.50	0.420	call	1	141.40	¥	-66.514	¥	70.000	¥	3.500	¥-140.014	¥-17.237.204	¥-140.014
1551	H10.7.29	98110	12.00	0.300	糖和放棄	5	141.40	¥	-	¥	-	¥	-	¥-17.237.204	¥-17.237.204	¥-17.237.204
1561	H10.9.11.sugar	98031	8.00	0.550	call	4	133.00	¥	-32.712	¥	80.000	¥	4.000	¥-101.038	¥-17.750.354	¥-411.713
1571	H10.9.11.sugar	98031	8.00	0.550	call	4	133.00	¥	-32.712	¥	80.000	¥	4.000	¥-101.038	¥-17.750.354	¥-411.713
1581	H10.9.11.sugar	98031	8.00	0.550	call	4	133.00	¥	-32.712	¥	80.000	¥	4.000	¥-101.038	¥-17.750.354	¥-411.713
1591	H10.9.16.gold	98110	3200.00	100.00	糖和放棄	5	140	¥	-	¥	-	¥	-	¥-17.750.354	¥-513.151	¥-513.151
1601	H10.9.16.rude oil	98110	3200.00	100.00	糖和放棄	5	140	¥	-	¥	-	¥	-	¥-17.750.354	¥-513.151	¥-513.151
1611	H11.2.12.sugar	98031	10.50	0.420	糖和放棄	5	140	¥	-	¥	-	¥	-	¥-17.750.354	¥-513.151	¥-513.151
1621	H11.2.12.sugar	98031	9.00	0.420	糖和放棄	5	140	¥	-	¥	-	¥	-	¥-17.750.354	¥-513.151	¥-513.151
1631	H11.2.12.sugar	98031	9.00	0.420	糖和放棄	5	140	¥	-	¥	-	¥	-	¥-17.750.354	¥-513.151	¥-513.151
1641	H11.2.12.sugar	98031	9.00	0.420	糖和放棄	5	140	¥	-	¥	-	¥	-	¥-17.750.354	¥-513.151	¥-513.151
1651	H11.2.12.sugar	98031	9.50	0.420	糖和放棄	5	140	¥	-	¥	-	¥	-	¥-17.750.354	¥-513.151	¥-513.151
1661	H11.4.9.sugar	98031	8.00	0.600	call	4	133.00	¥	-	¥	-	¥	-	¥-17.750.354	¥-513.151	¥-513.151
1671	H11.4.9.sugar	98031	8.00	0.600	call	4	133.00	¥	-	¥	-	¥	-	¥-17.750.354	¥-513.151	¥-513.151
1681	H13.7.26.sugar	205	8.50	0.600	call	2	124.10	¥	-186.249	¥	140.000	¥	7.000	¥-333.249	¥-18.003.603	¥-16.751
1691	H13.7.31.sugar	205	8.00	0.600	call	3	124.35	¥	-284.114	¥	210.000	¥	10.500	¥-333.249	¥-18.003.603	¥-16.751
1701	H13.8.2.sugar	205	8.00	0.600	call	3	124.35	¥	-284.114	¥	210.000	¥	10.500	¥-333.249	¥-18.003.603	¥-16.751



